



# 第二回区画整理だより・No.3

## 皆さんと一緒にまちづくり

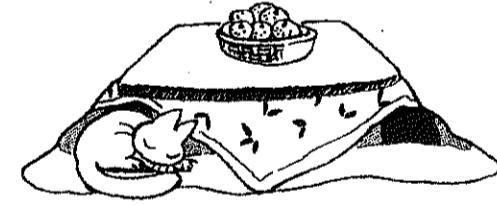
倉敷駅周辺開発事務所 H14.11.29 作成

### お知らせ

- 関係権利者の皆様には、『区画整理だより No.1』、『区画整理だより No.2』を配布させて頂き、権利の申告（借地権、借地権以外の権利）、共有持分の代表者選任届などのお願いをしてまいりましたが、まだ届出をされていない方は、お早めに届出をお願いいたします。  
(届出がされていないと、審議会委員への立候補、投票などの権利が得られない事となります。)
- 建築行為等の制限（新築、改築等）についてはご理解・ご協力のお願いをしていますが、まだまだ、ご理解されていないため、建築行為等計画される方は必ず当事務所までご相談下さるようお願いいたします。
- 減歩緩和等を図るための用地先行買収については皆様にご協力を頂き、今現在、必要面積のうち約13,000m<sup>2</sup>買収させて頂いております。今後必要とする残面積についても地権者の方々からの申し出等により、ほぼ確保出来る見通しがついております。今後ともよろしくお願ひいたします。
- 家屋調査については、買収にご協力頂く方だけでなく、将来、事業による区域内移転補償費について不安をお持ちの方も、ご希望があればお受けしていますので、当事務所へお申し出てください。

### これからのお作業予定など

- 用地買収 ······ 買収希望の方を対象に順次
- 家屋調査 ······ 買収希望の方、調査希望の方を対象に順次
- 測量 ······ 地区内外にまたがる道路、水路等の分筆測量
- 区画整理だよりの発刊 ··· 4月発刊予定



### 問い合わせコーナー

(戸別訪問等での質問も含む)

問 私の土地は計画道路にかかっていないため、移転する必要がないのではないか。

答 道路、水路、公園等計画されている公共施設にかかっていなくても地区内の全宅地を換地設計により再配置するため、必ずしも移転しなくてもよいという事にはなりません。また換地設計により移転する場合、現在地附近に移転することとなります。

なお、換地設計は先行買収完了後、作業に掛かります。

問 土地区画整理審議会とはどういうものですか。

答 市が施行する場合等に設置されるもので、事業について施行者から諮詢をうけ、意見や同意を与える施行者の補助機関です。審議会は施行地区内の土地の所有権者及び借地権者からそれぞれ選挙により選出される委員8名と市長が任命する学識経験者2名の計10人で構成されます。

なお、このことは施行条例第8条に規定しております。

### 連絡先

倉敷市阿知一丁目16-5

倉敷市建設局都市開発部倉敷駅周辺開発事務所

電話 086-434-8671

FAX 086-434-0950



市花 ふじ